

## 4 火災に関する広報の改善について①

対応状況	課題	改善策
<p>火災当日早朝に大豆島地区住民自治協議会、松岡区長へ電話連絡</p>	<p>できるだけ早期に伝達する必要があった。</p>	<p>・火災発生を確認次第、大豆島地区住民自治協議会、松岡区長をはじめ全区長に電話連絡を行う。</p>
<p><b>防災行政無線による周知</b>            4/4 2:48 内容:火災発生のお知らせ。(戸別受信機のみ)            4/4 9:58,10:51,11:52 4/5 14:40            内容:消火活動中であること。煙が広範囲に広がっていること。</p>	<p>十分に周知が図れなかった。</p>	<p>・早朝の出勤・通勤前の時間帯に、防災行政無線による周知を行うことで、状況をより効率的に伝える。</p>
<p><b>巡回広報車による周知</b>            4/4 8:00-17:00 4/5 9:00-16:00            内容:「火災発生のおわび、消火活動継続中であること、煙が広範囲に広がっているため窓等を閉めていただくなどのお願い」            4/5 16:50-19:30            上記内容に加え、「6日・7日に大豆島支所で健康・生活環境に係る相談窓口を開設すること、大豆島支所に設置の臨時大気測定局の測定結果で環境基準超過はなかったこと」            4/6 9:30-16:00            内容:「火災発生のおわび、消火活動継続中であること、本日と明日の2日間、大豆島支所で健康・生活環境に係る相談窓口を開設していること、大豆島支所に設置の臨時大気測定局の測定結果で環境基準超過はなかったこと」            4/7 9:30-15:25            内容:「午前8時に火災が鎮火したこと」</p>	<p>十分に周知が図れなかった。</p>	<p>・走行スピードをできるだけ落とし、センテンスを短く発声して広報するように工夫する。            ・広報内容が行き渡るよう、くまなく地区内を回るなど、巡回ルートを工夫する。</p>

## 4 火災に関する広報の改善について②

対応状況	課題	改善策
<p><b>市ホームページによる周知</b>            4/4 10:15,11:30,            内容:火災発生により、ごみの持ち込みを中止            4/4 15:00 4/5 8:30            内容:消火活動を継続中、煙・臭いについてお詫び            4/6 12:00,19:00            内容:上記内容に加え、「ピットの中の不燃ごみが燃えている、延焼の恐れはないこと、4/6 12時、大気環境測定の結果、環境基準を超える項目はないこと、健康に関する相談窓口の案内」            4/7 9:00,11:00,13:00 4/8 8:00            内容:7日8時にセンターの火災が鎮火したことのお知らせ</p>	<p>ホームページでも火災発生について早期に周知を図る必要があった。</p>	<p>・火災が発生したことを、早期にホームページに掲載してお知らせする。</p>
<p><b>保育園、小中学校、児童センターへの周知</b>  <b>【大豆島小学校・犀陵中学校】</b>            4/4 13:00 教・学校教育課から火災発生の連絡、影響の有無について電話で聞き取り。            4/5 18:00 教・学校教育課から、大気観測の実施、赤水の発生、健康相談窓口を大豆島支所に開設することを電話連絡。  <b>【大豆島保育園、真島保育園、風間保育園、川合新田保育園、信濃ひまわり幼稚園】</b>            4/4 13:30 保育・幼稚園課から火災発生の連絡、影響の有無について電話で聞き取り。            4/5 15:00 保育・幼稚園課から、健康相談窓口を三陽保健センター等に開設したことを電話連絡。</p>	<p>早期に関係部局に依頼して、状況の把握を進める必要があった。</p>	<p>・火災が発生した早い段階で関係部局と連携し、各関係課からセンター近隣の保育園、小中学校、児童センター等へ連絡して状況を確認し、必要に応じた対応をとる。</p>

## 4 火災に関する広報の改善について③

対応状況	課題	改善策
<p>【大豆島児童センター、大豆島こどもプラザ、真島こどもプラザ】 4/4 14:00 こども政策課から、施設職員の出勤時間にあわせ、火災発生連絡、状況について電話で聞き取り。</p>		
<p><b>水の濁りについての周知</b> 4/4 19:00頃 お客様から水道水が濁っているとのご連絡をいただき、火災現場で待機していた上下水道局職員が直ちに濁りを解消するための作業を実施。作業が短時間で終了する見込みであったため、応急給水所の設置及び広報活動は実施しなかった。</p>	<p>継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道水の濁りや断水が発生した場合、復旧活動を実施するとともに、影響範囲、発生時刻、復旧見込み等の状況に応じて、給水活動や広報活動を実施する。</li> <li>・広報については、市ホームページに情報を掲載するほか、応急給水所を設置した場合は、広報車により周知を行う。</li> </ul>